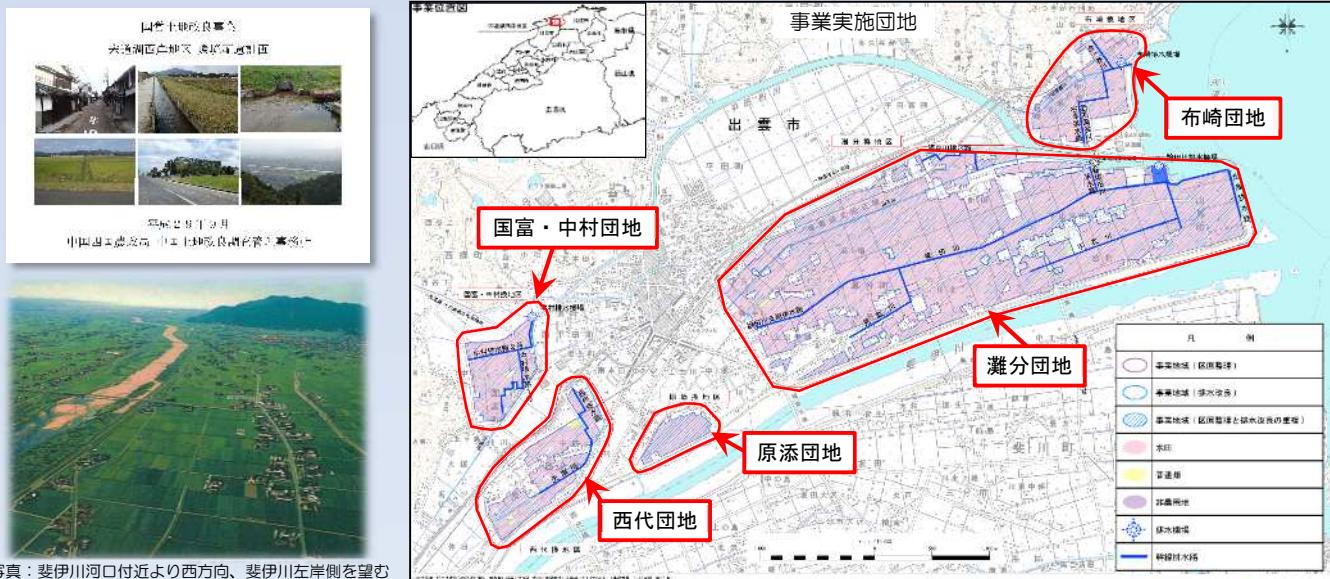


# 国営緊急農地再編整備事業 宍道湖西岸地区の環境配慮について

## 1.宍道湖西岸地区の事業計画と環境への配慮

土地改良事業計画を定めるに当たり、「環境との調和への配慮」が事業実施の原則となっています。

「宍道湖西岸地区」では、環境配慮計画を定め、平成30年度から事業を実施しているところです。環境配慮計画では、「工事による生態系や景観への配慮」とともに、近隣住民や関係自治体などの「地域協働による環境保全活動の促進」を図り、自然豊かな農村環境の維持を図ることとしています。



## 2.工事前モニタリングで確認された保全対象種、その他留意すべき種

工事前モニタリングでは、本地区の環境配慮計画において選定された以下の「保全対象種」や、「その他留意すべき種」が確認されています。

### 【主な保全対象種】 (施設整備により配慮する種)

#### 水田や水路に移動して産卵するグループ



ギンブナ（フナ属）



ナマズ

### 【主な留意すべき種】 (施工上に特に配慮が必要とする種)

#### 用排水路を重要な生息場とするグループ



ドジョウ



キイロサナエ



コガムシ

#### 用排水路を重要な生息・生育場とするグループ



ミナミメダカ



マルタニシ



ドブガイ類



トノサマガエル



ヤナギモ



ミクリ類

#### 開けた農地を重要な生息・生育場とするグループ



ヒシクイ



マガソ



コハクチョウ



ヒメミズワラビ



ミズマツバ



ミズオオバコ

